

奈良県内高齢者施設代表者 各位

奈良県福祉医療部医療・介護保険局介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

高齢者施設における面会に関する感染防止策の徹底について（通知）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

高齢者施設における面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、対応を検討する必要があります。

高齢者施設における感染防止策の基本は、施設内に「ウイルスを持ち込まない対策」の徹底です。面会には「ウイルスを持ち込む危険」が伴いますので、面会を実施する際には、感染防止策の徹底をお願いします。具体的な感染防止策については、別添資料をご参照ください。

なお、感染が現在は一旦収束していますが、今後再び感染拡大の兆しが見えてきた場合には、施設内感染の防止を優先するため、特に対面での面会の自粛につきご留意くださるようお願いいたします。

【別添資料】

- 別添1 令和3年7月19日付け厚生労働省通知「高齢者施設等における面会に係る事例集及び留意事項等の再周知について」
- 別添2 奈良県「社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和2年10月）」抜粋

担当：介護保険課 施設整備係／介護事業係  
電話：0742-27-8534（ダイヤルイン）